

男女共同参画、消費生活、交通安全について、上記対象者の依頼により講師を派遣し啓発講座を行う。講師の派遣費用（報償費、旅費等）については、県が負担。

・募集期間

随時

③ 地域推進員

男女共同参画サポーター養成講座
岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課
TEL 019-629-5346
FAX 019-629-5354
メールアドレス AC0006@pref.iwate.jp
ホームページ http://www.pref.iwate.jp/~hp0313

① 目的

男女共同参画に関心のある一般県民の方々に「男女共同参画サポーター」として養成し、県及び各地域における男女共同参画に向けた機運の醸成と活動の促進を図る。

② 制度の概要

・対象者

男女共同参画社会づくりへの取組みに意欲・関心を持っており、県又は市町村が実施する施策・事業等の企画や実施に協力したいと考えている方（市町村・団体等の男女共同参画担当者も含む）

・制度の内容

6月～9月の間に5回、12講座を実施し、全課程を修了した方を「男女共同参画サポーター」として認定する。

サポーターとして認定された方には、市町村男女共同参画計画づくりへの参画等の活動が期待される。

・募集期間

4月～5月

栃木県男女共同参画地域推進員
栃木県生活環境部女性青少年課
TEL 028-623-3074
FAX 028-623-3150
メールアドレス josei@pref.tochigi.jp
ホームページ http://www.pref.tochigi.jp/josei/index0.html

1 栃木県男女共同参画推進員とは

男女共同参画の実現を目指し、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、自主的に自己の知識を地域住民のために提供し、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動するボランティアで、本人の申込みにより県が委嘱する。

2 栃木県男女共同参画地域推進員の状況

平成17年9月1日現在427名（35市町村、女性403名、男性24名）

3 栃木県男女共同参画地域推進員に係るそれぞれの役割

(1) 栃木県男女共同参画地域推進員

- ① 地域活動に参加し、男女共同参画に関する普及

啓発を行う

- ② 女性問題の解決に努める
- ③ 男女共同参画の行政施策推進への協力
- ④ とちぎ男女共同参画センターの事業への協力

(2) 市町村

- ① 推進員申込書の收受及び県への提出
- ② 推進員名簿の管理
- ③ 推進員への各種情報提供と施策の推進に関して協力を得ること

(3) 県

- ① 推進員の委嘱
- ② 推進員への各種情報提供と施策の推進に関しての協力を得ること
- ③ 推進員研修会の実施

男女共同参画推進員
群馬県総務局人権男女共同参画課
TEL 027-226-2903
FAX 027-220-4424
メールアドレス jinkendanjoka@pref.gunma.jp
ホームページ http://www.pref.gunma.jp/d/05/seisaku/josei.htm

① 目的

事業活動における男女共同参画を推進する。

② 制度の概要

事業所に男女共同参画推進員を置いてもらい、働く場における男女共同参画の啓発などを行う。

富山県男女共同参画推進員
富山県生活環境部男女参画・ボランティア課
TEL 076-444-3137
FAX 076-444-3479
メールアドレス danjosankaku2@pref.toyama.lg.jp
ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/index.html

① 目的

地域において推進員が主体的に活動することによって、地域、家庭、職場における富山県民男女共同参画計画がめざす男女共同参画を推進する。

② 制度の概要

・対象者

原則として市町村の小学校の通学区域を単位とし、2名ずつ配置。県内570名。

・制度の内容

推進員の役割は、①男女共同参画計画の推進に関する啓発普及を図ること②男女がともに協力して実施する地域活動を推進し、社会活動への参画意識を高揚すること③男女共同参画に関する行政施策の推進等に協力すること④男女平等にかかわる各種の相談等に対して専門機関等を紹介すること、である。任期は2年で、市町村長の推薦により、知事が依頼する。

市町村単位で推進員連絡会を結成し、地域の集会等で寸劇をしたり、啓発誌を発行したり、料理教室を開催したりして、男女共同参画についての啓発活動を行っている。

・募集期間

平成17年度冬に平成18年4月1日～平成20年3

月31日が任期の推進員を募集予定。

③ その他特記事項

市町村ごとに設置される推進員連絡会には県より委託料を払い、それを活動資金としている。

ふくい男女共同参画推進員事業

福井県総務部男女参画・県民活動課

TEL 0776-20-0319

FAX 0776-20-0632

メールアドレス danjoken@pref.fukui.lg.jp

ホームページ

<http://info.pref.fukui.jp/danken/index.html>

① 目的

社会の隅々に男女共同参画の推進を図るには、家庭や地域における性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習やしきたりを改善することが必要である。

そこで、県民の協力を得て、男女共同参画の推進を図るために、県内各地域に男女共同参画推進員を配置し、男女共同参画社会の実現に向けた地域づくりを推進する。

② 制度の概要

・対象者

【募集方法】

一般公募（20歳以上で福井県在住、男女共同参画を積極的に推進する意欲のある者）

【募集人数】

県内4ブロックから各7名、計28名を委嘱

・制度の内容

【活動内容】

県内主要駅、量販店等での出向PR活動、普及啓発教材等の製作ラジオ広報の原稿案作成、活動レポートの提出（県HPに掲載）などブロック単位で活動

・募集期間

平成17年3月28日～4月28日（平成17年度の場合）

男女共同参画推進リーダー

山梨県企画部県民室男女共同参画課

TEL 055-223-1358

FAX 055-223-1335

メールアドレス danjo@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/danjo/index.html>

① 目的

地域における男女共同参画を推進するための啓発活動や課題解決に取り組むことを目的に、男女共同参画推進リーダー（以下「推進リーダー」という。）を設置する。

② 役割

- 市町村及び関係機関等と連携し、男女共同参画を推進するための活動を行う。
- 男女共同参画行政についての地域の要望を、県や市町村に報告するとともに、意見を述べる。
- 県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報を地域に提供する。

③ 設置

- 市町村ごとに2名の推進リーダーを設置する。
- 前項の2名はできる限り男女各1名とする。

④ 委嘱

推進リーダーは、広く地域の実情を理解し、かつ、男女共同参画の推進に熱意を有する者の中から、市町村長の推薦により知事が委嘱する。

⑤ 任期

2年

⑥ 研修

全体研修会、意見交換会。いずれも市町村担当者とともに出席。

男女共同参画推進会員事業

長野県企画局ユマニテ・人間尊重課

TEL 026-235-7102

FAX 026-235-7389

メールアドレス humanite@pref.nagano.jp

ホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

① 目的

男女共同参画社会づくりを身近な地域から促進するための取組に対して支援を行う。

② 制度の概要

・対象者

次に該当する者からの応募に基づき、県が登録した者

- ・ 県内で、地域において主体的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っている者
- ・ 上記の取組を行うに当たり、情報や交流等を必要とする者

・制度の内容

推進会員に対して、次の内容の支援を行う。

- ・ 情報の提供 情報誌の発行。地域における取組事例の紹介等
- ・ 学習機会の提供 講座の開催案内等
- ・ 交流の場の提供 推進会員同士が学習や交流を行うための交流会の開催

③ その他特記事項

推進会員の登録期間 1年間

男女共同参画推進サポーター協働事業

岐阜県地域県民部男女共同参画室

TEL 058-272-1111 内線2431

FAX 058-277-5448

メールアドレス c11123@pref.gifu.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/contents/news/s111/s11123/>

① 目的

男女共同参画推進サポーターが、地域において自主的に活動する企画について支援することにより、地域における男女共同参画の推進を図る。

② 制度の概要

・対象者

岐阜県男女共同参画推進サポーター

※ 男女共同参画に熱意をお持ちの個人・団体からの申込により登録

・制度の内容

平成17年度～15事業実施予定、1事業あたり10万円を限度に支援

(財) 岐阜県地域女性団体協議会へ委託
講演会、講座、紙芝居、ワークショップなど広く男女共同参画の推進に寄与するものについて企画を募集し、採択した事業について、委託先とサポーターが協働して事業を実施

・募集期間

平成 17 年度一年 2 回募集予定
(第 1 回…4～5 月、第 2 回…7～8 月)

男女共同参画推進員制度

兵庫県県民政策部地域協働局男女家庭課
TEL 078-362-3160
FAX 078-362-5035
メールアドレス ks_danjokatei@pref.hyogo.jp
ホームページ http://web.pref.hyogo.jp/danjyo/

① 目的

社会のあらゆる分野において、県民と行政が一体となって男女共同参画を着実に推進するためのキーパーソンとして、地域及び企業・労働組合等に設置し、男女共同参画に関する普及啓発活動等を行う。

② 制度の概要

・対象者

県内在住の成人男女（地域推進員）、労働組合員・企業従業者（企業推進員）

かつ、地域・職場等において男女共同参画社会づくりに向けた情報の収集・提供、啓発活動等に取り組む意欲の有る者

・対象事業

- ① 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報収集・提供
- ② 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政施策の推進に協力
- ③ 男女共同参画社会の形成に関する各種相談等に対して専門機関等を紹介 等

・制度の内容

- ・推薦または応募のあった者に対し知事から委嘱する。
- ・推進員の任期：2 年
- ・H14 から開始、現在第 2 期推進員（H16～17）の 2 年目
- ・地域推進員
 - ① 地域単位での活動を円滑に行うために、地域ごとに男女共同参画推進員連絡会議を設置（推進員は原則として推進連絡会議に所属）
 - ② 活動費として 1 人 1 ヶ月あたり 1,000 円を支給

・募集期間

原則 2 年に 1 回
ただし、設置数（地域 200 人、企業 140 人）割れの場合随時募集

③ その他特記事項

- ・第 1 期：H14～15（地域 183 人、企業：139 人）

男女共同参画推進員事業

香川県総務部青少年・男女共同参画課
TEL 087-832-3197
FAX 087-831-1165
メールアドレス seishonen@pref.kagawa.lg.jp
ホームページ

① 目的

地域の推進リーダーとして、各市町に男女共同参画推進員を配置し、地域での男女共同参画の推進活動と行うこと、住民と市町と連絡調整等の役割を担う。

② 制度の概要

推進員の人数：市 各 3 名 町 各 2 名

任期：2 年（再任可）

推進員の研修：全体研修 1 回、地域別研修 1 回

各市町に推薦を依頼し、知事から推進員を委嘱する。

男女共同参画地域リーダー養成配置事業

宮崎県地域生活部青少年男女参画課
TEL 0985-26-7040
FAX 0985-32-4464
メールアドレス seishonen-danjo@pref.miyazaki.lg.jp
ホームページ
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index/org/chiiki/index_danjo.html

① 目的

地域における男女共同参画社会づくりの中心的役割を担う地域リーダーを市町村ごとに養成・配置し、県、市町村、県民及び各種団体等が連携を強化することにより、地域の特性に応じた主体的な取組を展開し、全県的な男女共同参画の一層の充実を図る。

② 制度の概要

- ・地域リーダーの養成
対象者は、男女共同参画を積極的に推進する意欲を有する者で市町村長が推薦する者（市 2 名、町村 1 名）に対し、養成研修を行う。
- ・地域リーダーの配置
養成研修を修了した者を、地域リーダーとして委嘱する。（任期 3 年）
- ・活動内容
 - ① 県民及び各種団体等に対する男女共同参画社会づくりに関する情報提供、啓発活動及び助言
 - ② 県及び市町村が実施する男女共同参画施策等に対する支援・協力
 - ③ 男女共同参画の推進を妨げる行為等に関する関係機関への連絡等
 - ④ その他男女共同参画社会づくりの推進に資する活動

④ トップセミナー

男女共同参画を考える市町村等トップセミナー

岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課
TEL 019-629-5346
FAX 019-629-5354
メールアドレス AC0006@pref.iwate.jp
ホームページ http://www.pref.iwate.jp/~hp0313

① 目的

男女共同参画社会づくりに対する理解を深め、また、本県の市町村地域における男女共同参画の取組みを推進するために、市町村長をはじめ、商工業、農林水産業、福祉等の関連団体のトップ等を対象として開催するもの。